

## 藤枝市街路空間活用テラス事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 藤枝市は、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて(令和2年6月5日付け国道利第5号国土交通省道路局長通知)別紙新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可基準2要件(2)占用主体イによる道路占用許可(道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項の占用許可をいう。以下同じ。)及び道路使用許可(道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項の道路の使用の許可をいう。以下同じ。)を一括して申請し、もって新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と中心市街地のまちづくりとの両立を図るため、藤枝市街路空間活用テラス事業を行うものとし、その実施に関して必要な事項は、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 藤枝市街路空間活用テラス事業 新型コロナウイルス感染症の感染を防止する一環として、市長が道路占用許可及び道路使用許可を取得した道路上の歩道の一部を沿道飲食店舗事業者の店舗営業の利用に供する事業をいう。
- (2) 沿道飲食店舗事業者 市長が道路占用許可及び道路使用許可を取得した道路に面して店舗を営んでいる事業者をいう。
- (3) 道路 道路法第2条第1項に規定する道路で藤枝市及び静岡県が管理するものをいう。
- (4) 歩道 道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第1号に規定するものをいう。

### (対象区域)

第3条 藤枝市街路空間活用テラス事業(以下「テラス事業」という。)の対象となる道路は、別表に定める道路とする。

### (テラス事業の参加対象者)

第4条 テラス事業に参加することができる者は、沿道飲食店舗事業者のうち次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 暴力団(藤枝市暴力団排除条例(平成24年藤枝市条例第40号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(条例第

2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団員等 ( 条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。 ) と密接な関係を有する者でないこと。

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 ( 昭和 23 年法律第 122 号 ) 第 2 条に規定する業種並びにそれらに類似する業種を営む者でないこと。

( 参加の申込 )

第 5 条 テラス事業に参加しようとする者は、申込書 ( 第 1 号様式 ) に誓約書 ( 第 2 号様式 ) を添えて行わなければならない。

( 参加の承認 )

第 6 条 市長は、前条の申込について承認する場合は、承認書 ( 第 3 号様式 ) により通知する。

( 参加の条件 )

第 7 条 市長は、前条の承認に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) テラス事業の実施に係る道路占用許可及び道路使用許可の内容及び許可条件 ( 以下「許可内容等」という。 ) を遵守すること。
- (2) テラス事業の実施者 ( 以下「テラス事業者」という。 ) は、市が指定した歩道で営業するものとし、当該部分は第三者に使用させてはならないこと。
- (3) テラス事業者は、利用部分以外の除草、清掃、植樹の剪定等の道路の維持管理及び美化活動に協力すること。
- (4) 市が定める標章を見えやすい場所に表示すること。
- (5) 原状回復は、テラス事業に参加した店舗の費用と責任で速やかに行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、道路管理者、警察署長及び市長が必要と認める事項を遵守すること。

( 承認期間及び利用時間 )

第 8 条 テラス事業の承認期間は、道路占用許可及び道路使用許可の期間の範囲で市長が定める期間とする。

2 歩道を利用できる時間は、午前 10 時から午後 8 時まで ( 準備及び原状回復に要する時間を含む。 ) とする。

( 承認の取消し )

第 9 条 テラス事業者が、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承認を取り消すことができる。

- (1) 営業許可の取消しを受けたとき。
- (2) 第 5 条の書類の内容に虚偽の事項があったとき。
- (3) 第 7 条の条件に違反したとき。
- (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 3 2 条第 1 項の規定に基づく公示において、静岡県が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域とされ、藤枝市又は静岡県が休業の要請をしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が承認を取り消すことが適当であると認めるとき。

（市の役割）

第 1 0 条 市長は、テラス事業に係る許可内容等がテラス事業者に遵守されるよう監督し、必要に応じて指示するものとする。

（その他）

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 9 月 1 4 日から施行する。